

長浜市告示第181号

長浜バイオインキュベーションセンター入居料等助成要綱（平成18年長浜市告示第255号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「長浜市補助金交付規則」を「長浜市補助金等交付規則」に改める。

第6条の見出し中「補助金」を「助成金」に改め、同条第1項中「補助金交付」を「助成金交付」に、「次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める月の初日」を「助成金の交付の決定を受けた年度において入居料等を支払う最終月の末日」に、「補助金の交付」を「助成金の交付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、助成金の交付決定を受けた者が希望する場合は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の10月に、当該年度の4月分から9月分までの入居料等に係る助成金の交付を請求することができる。

第6条第1項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「請求の対象となる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 規則第14条の規定による実績報告は第1項の規定による交付請求をもってなされたものとみなし、規則第15条の規定による助成金の額の確定は当該交付請求に対する助成金の交付をもってなされたものとみなし、同条の規定による通知は省略する。

第6条第4項を削り、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第2条第1項第1号及び第3号に該当することを証する書類」を「次のとおり」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 入居者又は利用者であることを証する書類
- (2) 完納証明書（市税及び国民健康保険料（税）の納期到来分について未納がないことの証明）

第5条を第6条とする。

第4条ただし書中「の翌々月」を削り、同条を第5条とする。

第2条及び第3条を削り、第1条の次に次の3条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入居者 長浜バイオインキュベーションセンター条例（平成18年長浜市条例第126号。以下「センター条例」という。）第7条の規定により、センター条例第3条第1号に規定する研究開発型企业向け研究施設（以下「研究施設」という。）への入居を許可された者
- (2) 利用者 センター条例第17条に規定する指定管理者が設置するシェアオフィス（以下「シェアオフィス」という。）を利用する者

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、バイオ関連分野の創業及び事業化をするため研究開発を行う入居者又は利用者と、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する新規中小企業者であること。
- (2) 研究施設の入居料（センター条例第20条第1項の規定が適用されている場合は、利用料金。）又はシェアオフィスの利用料金（以下「入居料等」という。）を支払っていること。
- (3) この要綱による助成金の交付申請時において市税及び国民健康保険料（納期が到来しているものに限る。）を完納していること。
- (4) 地域の産業の振興及び雇用の確保に貢献する事業を行っていること。

(対象経費等)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）、助成期間及び助成金の額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

| 助成対象者 | 対象経費 | 助成期間 | 助成金の額 |
|-------|---|-----------------------|---|
| 入居者 | 研究施設の入居料（センター条例第20条第1項の規定が適用されている場合は、利用料金。） | 初めて入居を許可された月から24か月目まで | 入居開始後12か月を経過するまで1か月につき居室面積1平方メートル当たり1,000円 入居開始後13か月から24か月まで1か月につき居室面積1平方メートル当たり500円 |
| 利用者 | シェアオフィスの利用料金 | 初めて利用を開始した月から12か月目まで | 1か月につき居室面積1平方メートル当たり500円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(長浜市創業支援シェアオフィス入居補助金交付要綱の廃止)
- 2 長浜市創業支援シェアオフィス入居補助金交付要綱（平成30年長浜市告示第132号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第2条第1項に規定する助成対象者であるものに対する改正後の第4条の規定の適用については、別表入居者の項中「24か月目まで」とあるのは「60か月目まで」と、「12か月」とあるのは「18か月」と、「1,000

円」とあるのは「1,090円」と、「13か月から24か月まで」とあるのは「19
か月から60か月まで」と、「500円」とあるのは「545円」とする。